

令和7年分（令和8年度）所得税・市県民税・国民健康保険税

所得申告相談のお知らせ

所得税の確定申告、市県民税及び国民健康保険税の申告時期が近づいてきました。

下記のとおり、所得申告相談会場を設けますので、令和8年1月1日現在、淡路市に在住し、申告が必要な方はお気軽にお越しください。

（国民健康保険に加入されている方は、収入がない場合でも申告が必要です）

1 会 場 淡路市役所（本庁）1号館 2階 大会議室

2 開設期間 2月16日（月）～ 3月16日（月）【土曜／日曜／祝日を除く】

⚠ 今回からすべての会場で土曜日も閉鎖します。

本庁会場のみ、3月7日(土)／3月14日(土)に限り、特別に開設しています。

3 受付時間 午前8時30分～午前11時30分 および 午後1時～午後3時30分

※実際の相談時間とは異なりますのでご注意ください。

4 必要書類

* 洲本税務署から送付されたお知らせハガキまたは淡路市から送付された申告書

* 源泉徴収票（給与や年金など）

* マイナンバーカード・本人確認書類（運転免許証など）

* 所得控除に必要な書類（国民年金保険料や生命保険料、地震保険料等の控除証明書など）

* 所得計算に必要な書類、帳簿（農業や事業、不動産に関する所得がある方）

* 肉用牛売却証明書（農業所得に関する課税の特例を受けられる方）

* 医療費控除の明細書や医療費通知（医療費控除を受けられる方）

* 金融機関の口座情報がわかるもの

（所得税の還付申告をされる方や新たに口座振替で所得税を納付される方【届出印も必要】）

5 留意事項

* 青色申告や土地・建物・株式等の譲渡所得や消費税、初年度分の住宅ローン控除に関する申告はお受けすることができません。洲本税務署（0799-24-1212）でご申告ください。

* 農業所得や事業所得の申告では前年の数値が必要となる場合があるため、前年申告分の控えなど（前年分の申告書や収支内訳書の写し）をご持参ください。

* 農業所得や事業所得などに関する収支内訳書や医療費控除の明細書は事前に作成をお願いします。

※ 中山間などの交付金を受け取っている場合は、事前に自身が受け取った金額をご確認のうえ申告会場へお越しください。

- ※ 収支内訳書や医療費控除の明細書が未作成の方は、申告相談の順番が後になる場合がございます。
書類を作成のうえ相談会場へお越しください。(相談対応職員は領収書等の計算は行いません)
- * 所得税および復興特別所得税の確定申告には、マイナンバーの記載が義務付けられています。
申告書を提出する際に、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証など）
の提示をお願いします。
- * 確定申告の申告期限は令和8年3月16日（月）です。
申告相談会場の状況によっては長時間お待ちいただく場合もございますのでご了承ください。
また、申告相談会場では、税務署の職員ではなく淡路市の職員が対応しております。相談の内容
によってはお答えできない場合もございますのでご了承ください。

6 税制改正のポイント

■ 紙与控除の見直し

- 最低保障額が55万円から65万円に見直しされました。

■ 扶養控除の改正

- 大学生世代（19歳以上23歳未満）を対象とする新たな特別控除が創設されました。
- 扶養控除等に係る所得要件が48万円から58万円に引き上げされました。

7 申告の内容について

■ 肉用牛の売却に係る農業所得の申告がある方

- 令和7年中に購入したまたは産まれた牛、販売した牛の生年月日、購入年月、購入価格、販売価格、販売した日などをあらかじめ整理しておいてください。
(減価償却費や育成費の計算で使用します)
- 農業所得に関する収入金額や必要経費は、肉用牛に係る金額とそれ以外に係る金額とを分けて集計してください。
- 肉用牛売却証明書は必ずご持参ください。

■ 所得税の確定申告が必要な方

次のいずれかの要件に該当する方で、令和7年中の所得の合計額が所得控除（基礎控除や扶養控除など）の合計額を超えている場合は確定申告が必要です。

- (1) 公的年金を受けている方で他にも収入がある方や社会保険料控除などの控除を受けられる方
※ 公的年金等の収入額が400万円以下の方で、他の所得の合計額が20万円以下の場合は確定申告が不要です。（源泉徴収の対象とならない公的年金等の収入がある場合を除きます）
- (2) 個人で事業を営んでいる方
- (3) 譲渡所得（土地や建物などを売却して得た所得）などがある方
- (4) 主な収入が給与の方で、次のいずれかの要件に該当する方
- 給与を1か所から受けており、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - 給与を2か所以上から受けており、年末調整した給与以外の給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - 給与収入の合計額が2,000万円を超える方

■ 市民税・県民税申告書の提出が必要な方

確定申告が不要な方でも次のいずれかの要件に該当する場合には、別途、市民税・県民税申告書の提出が必要です。

(1) 令和8年1月1日時点で淡路市に住所がある方

(2) 淡路市の国民健康保険に加入している方

ただし、次のいずれかの要件に該当する場合、市民税・県民税の申告書の提出が不要となります。

- 公的年金等の収入のみで、控除の追加申告をしない方

- 給与収入のみの方や給与収入と公的年金等の収入のみの方で、勤務先や年金事務所から淡路市へ給与支払報告書などが提出されており、控除の追加申告をしない方

- 収入がなく、市内の親族の税法上の配偶者控除や扶養控除の対象となっている方

※ 健康保険証等の扶養親族とは異なりますのでご注意ください。

■ 医療費控除を申告される方

領収書の提出の代わりに、医療費の明細書の添付が必要になりました。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付する場合は、通知に記載された医療費に関する記載を省略できます。

※ 領収書の添付による提出では医療費控除を受けることができません。ただし、税務署から領収書の提示を求められる場合があるため、申告した年分の領収書は5年間保管してください。

8 介護にかかる確定申告の控除証明書

■ 障害者控除対象者認定書

要介護認定を受けている65歳以上の高齢者で一定の要件を満たす方は、障害者手帳がなくても市が発行する認定書を添付することで障害者控除を受ることができます。

※ 障害者控除対象者認定書は長寿介護課にてご申請いただき、審査のうえ発行されます。

■ おむつ代の医療費控除

おむつ代を医療費控除の対象とするためには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、要介護認定に係る主治医意見書で一定の要件を満たす方の場合は、市で発行する確認書を添付することで医師の証明書の添付が不要となります。

※ 長寿介護課で確認書の発行を申請する場合、対象者の介護保険証が必要です。

【お問い合わせ】淡路市役所 長寿介護課 0799-64-2511（直通）

9 その他

■ 税理士による地区相談会場

今年度の開設はございません。

相談が必要な方は、洲本税務署（0799-24-1212）にお問い合わせください。

★スマートを利用すればご自宅でも確定申告が可能です★

「パソコン」や「スマート」を利用してことで、ご自宅でいつでも確定申告が可能です。

画面表示に沿って進めるだけでいつでも作成ができますので是非ご活用ください。

本庁会場では、スマホを利用した確定申告のお手伝いもしますのでお気軽にご相談ください。

令和7年分
確定申告特集



マイナポータル
連携特設ページ



所 得 申 告 相 談 日 程 表

月 日	曜日	対 象 地 区	
		午前	午後
2月16日	月	殿下・カリヨン広場	石神・北・志筑新島
17日	火	西谷・連上・連東中	北欧村・明神・志筑南
18日	水	天神・天神の郷・緑ヶ丘	田井
19日	木	大町上・アメリカ村	大町下
20日	金	大町畠・アメニティ	木曽西・木曽上畠
21日	土		
22日	日		
23日	月		
24日	火	木曽上	木曽下・木曽下団地
25日	水	小井・柏原・井筒	神原・梅郷・神ノ内
26日	木	小田ノ前・畦ヶ内・佐野団地	興隆寺
27日	金	北浜・中浜・南浜	長澤
28日	土		
3月1日	日		
2日	月	川東	摩耶・近江ヶ原
3日	火	川西上・川西下	長谷川原・野田尾
4日	水	土器屋・浜北・浜東・生穂団地	浜中・浜西・浜南・札場
5日	木	覗・大谷覗・大谷本村	大谷南・生穂台
6日	金	里	塩尾南・在
7日	土	肉用牛の申告（塩田・志筑・佐野）	肉用牛の申告（大町・生穂）
8日	日		
9日	月	下司	網代・塩尾団地
10日	火	大円道・薄木・佐古	御所・桑谷・県住中田
11日	水	中島・勝木・北側	西側・堀・東丘
12日	木	王子	池ノ内
13日	金	全地区(指定日に申告できなかった方)	全地区(指定日に申告できなかった方)
14日	土	肉用牛の申告（中田）	肉用牛の申告（中田）
15日	日		
16日	月	全地区(指定日に申告できなかった方)	全地区(指定日に申告できなかった方)

※ 上記の地区指定日に申告ができない場合は、全地区的指定日だけではなく、他の対象地区的指定日に
申告いただいてもかまいません

【お問い合わせ】

淡路市 税務課 市民税係 0799-64-2505 (直通)
 0799-64-0001 (代表)
 050-7105-5005 (IP電話)



～ このチラシが不要になりましたら、「その他紙類（雑がみ）」としてリサイクルしてください～